

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年4月9日

【発行者名】 マルチ・マネージャー・アクセス
(Multi Manager Access)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F. ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
マルチ・マネージャー・アクセス
- エマージング・マーケット・デッド
- U S マルチ・クレジット
- ハイ・イールド
(Multi Manager Access
- Emerging Markets Debt
- US Multi Credit
- High Yield)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
エマージング・マーケット・デッド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
U S マルチ・クレジット
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
ハイ・イールド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・デッド

クラスF - a c c 投資証券：13億6,640万米ドル（約1,420億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,032億4,000万円を上限とする。

U S マルチ・クレジット

クラスF - a c c 投資証券：16億3,020万米ドル（約1,694億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,076億2,000万円を上限とする。

ハイ・イールド

クラスF - a c c 投資証券：13億2,180万米ドル（約1,373億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,040億8,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2020年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 投資証券については136.64米ドル（約14,196円）、エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,324円、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 投資証券については163.02米ドル（約16,936円）、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,762円、ハイ・イールドのクラスF - a c c 投資証券については132.18米ドル（約13,732円）、ハイ・イールドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,408円に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.89円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年1月29日付をもって提出した有価証券届出書(2021年3月8日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)につきまして、投資方針、リスク要因、手数料等及び税金、申込(販売)手続等、乗換え手続等の変更に伴い設立地の目論見書が変更されたことから、これらに関する記載等を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

(注)下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

<訂正前>

(1) 投資方針

投資目的

本投資法人の主な目的は、元本の保全および資産の流動性に十分に配慮しつつ、高いキャピタル・ゲインおよび合理的な収益を実現することである。

各サブ・ファンドの投資方針

一般

各サブ・ファンドの投資方針は、本項および下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の項に記載されている。各サブ・ファンドは、下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載されるその他の制限に従い、さらに、下記「(4)投資制限」に記載される投資制限に従う。

投資者は、個々のサブ・ファンドおよび/またはクラスの基準通貨が(それらが異なる場合)、それぞれのサブ・ファンドまたはクラスの純資産価額を算出する通貨のみを指し、かかるサブ・ファンドの投資が行われる通貨ではないことに留意すべきである。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も資する通貨で行われる。各サブ・ファンドは、投資に用いるいずれの通貨においても、流動性資産を補助的に保有することができる。

各サブ・ファンドは先進国および新興市場国の双方に投資することができる。このような投資に伴うリスクは「3 投資リスク」の項に記載されている。

金融派生商品の利用

サブ・ファンドは、ヘッジもしくはポートフォリオの効率的運用を目的として、または下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載される投資戦略の一環として、金融派生商品を利用する権限を有する。下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に別段の記載がない限り、金融派生商品を利用するサブ・ファンドは、その利用目的をヘッジおよび/または効率的なポートフォリオ運用に限定し、かつ下記「(4)投資制限」で定められる制限内で利用する。投資者は、金融派生商品に関して考慮すべき特別リスクについて下記のリスク要因を参照すべきである。サブ・ファンドは、店頭取引の相手を当該取引を専門とする金融機関に限定する。

本投資法人の年次報告書には、該当する報告期間内に金融派生商品を締結しているサブ・ファンドに関して、以下の詳細が含まれる。

- ・金融派生商品を通じた原資産に対するエクスポージャー
- ・これらの金融派生商品の取引相手方の身元
- ・取引相手方に対するリスクのエクスポージャーを低減するために受領する担保の種類および金額

(中略)

各サブ・ファンドに固有の投資方針

各サブ・ファンドの投資方針および戦略は、以下の通りであり、下記「(4) 投資制限」に記載される投資制限に常に従っている。疑義を避けるために付言すると、各サブ・ファンドは以下の制限に従うことを条件に、下記の資産クラスのエクスポージャーを取ることができる。

- () 資産担保証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () モーゲージ・バック証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 偶発転換債券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 破綻証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%

マルチ・マネージャー・アクセス - エマージング・マーケット・デッド

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、エマージング市場における債券戦略を行う専用ポートフォリオを通じて米ドル建ての債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド・インデックスの60%およびJPモルガンCEMBIディバーシファイド・インデックスの40%を合成した参考指標の構成銘柄である。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - USマルチ・クレジット

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じて主に米ドル建ての債券に主として投資することにより、投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、参考指標であるブルームバーグ・バークレイズUSコーポレート・インターメディエイト・インデックスの構成銘柄である。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。

る。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - ハイ・イールド

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じてハイ・イールド債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、ICE BofAメリルリンチUSハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの60%およびICE BofAメリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの40%を合成した参考指標の構成銘柄である。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

<訂正後>

(1) 投資方針

投資目的

本投資法人の主な目的は、元本の保全および資産の流動性に十分に配慮しつつ、高いキャピタル・ゲインおよび合理的な収益を実現することである。

各サブ・ファンドの投資方針

一般

各サブ・ファンドの投資方針は、本項および下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の項に記載されている。各サブ・ファンドは、下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載されるその他の制限に従い、さらに、下記「(4) 投資制限」に記載される投資制限に従う。

投資者は、個々のサブ・ファンドおよび/またはクラスの基準通貨が(それらが異なる場合)、それぞれのサブ・ファンドまたはクラスの純資産価額を算出する通貨のみを指し、かかるサブ・ファンドの投資が行われる通貨ではないことに留意すべきである。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も資する通貨で行われる。各サブ・ファンドは、投資に用いるいずれの通貨においても、流動性資産を補助的に保有することができる。

各サブ・ファンドは先進国および新興市場国の双方に投資することができる。このような投資に伴うリスクは「3 投資リスク」の項に記載されている。

ESGインテグレーション

投資運用会社は、重大なサステナビリティおよび/または環境上の、社会的な、かつ企業のガバナンスとしての要因をリサーチおよび投資のプロセスに統合することをESGインテグレーションと定義している。ESGインテグレーションは、特定の倫理的な原則または規範に左右されるのではなく、投資リターンに影響を及ぼしかねない重大なESGリスクを考慮することにより行われる。重大なサステナビリティ/ESG問題の分析には、様々な側面(カーボン・フットプリント、従業員の健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等)の多数の異なる側面が含まれることがある。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが制約を受けている、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。

金融派生商品の利用

サブ・ファンドは、ヘッジもしくはポートフォリオの効率的運用を目的として、または下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載される投資戦略の一環として、金融派生商品を利用する権限を有する。下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に別段の記載がない限り、金融派生商品を利用するサブ・ファンドは、その利用目的をヘッジおよび/または効率的なポートフォリオ運用に限定し、かつ下記「(4) 投資制限」で定められる制限内で利用する。投資者は、金融派生商品に関して考慮すべき特別リスクについて下記のリスク要因を参照すべきである。サブ・ファンドは、店頭取引の相手を当該取引を専門とする金融機関に限定する。

本投資法人の年次報告書には、該当する報告期間内に金融派生商品を締結しているサブ・ファンドに関して、以下の詳細が含まれる。

- ・金融派生商品を通じた原資産に対するエクスポージャー
 - ・これらの金融派生商品の取引相手方の身元
 - ・取引相手方に対するリスクのエクスポージャーを低減するために受領する担保の種類および金額
- (中略)

各サブ・ファンドに固有の投資方針

各サブ・ファンドの投資方針および戦略は、以下の通りであり、下記「(4) 投資制限」に記載される投資制限に常に従っている。疑義を避けるために付言すると、各サブ・ファンドは以下の制限に従うことを条件に、下記の資産クラスのエクスポージャーを取ることができる。

- () 資産担保証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () モーゲージ・バック証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 偶発転換債券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 破綻証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%

マルチ・マネージャー・アクセス - エマージング・マーケット・デッド

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および投資先の投資対象の性質に基づいてサステナビリティ・リスクの検討を体系的に統合しているわけで

はない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンの目標達成に大きな影響を及ぼすことは予想されていない。

ポートフォリオ・マネージャーは、エマージング市場における債券戦略を行う専用ポートフォリオを通じて米ドル建ての債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド・インデックスの60%およびJPモルガンCEMBIディバーシファイド・インデックスの40%を合成した参考指標の構成銘柄内の発行体が発行している。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - USマルチ・クレジット

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面（ESG）の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および投資先の投資対象の性質に基づいてサステナビリティ・リスクの検討を体系的に統合しているわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンの目標達成に大きな影響を及ぼすことは予想されていない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じて主に米ドル建ての債券に主として投資することにより、投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、参考指標であるブルームバーグ・バークレイズUSコーポレート・インターメディエイト・インデックスの構成銘柄内の発行体が発行している。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - ハイ・イールド

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面（ESG）の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および投資先の投資対象の性質に基づいてサステナビリティ・リスクの検討を体系的に統合しているわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンの目標達成に大きな影響を及ぼすことは予想されていない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じてハイ・イールド債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、ICE BofAメリルリンチUSハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの60%およびICE BofAメリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの40%を合成した参考指標の構成銘柄内の発行体が発行している。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う(サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS(もしくはそのサブ・ファンド)に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があります、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。)。

全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および/または損失を被ることがある。

名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合にのみ直接本投資法人に対して投資者の権利(特に投資主総会に参加する権利)を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

(中略)

新興市場

各サブ・ファンドは、現地の証券取引所が、規制を受け、公認かつ公開の定期的取引が行われる市場としての資格をまだ満たしていない国々に投資することがある。

投資予定者は、このようなサブ・ファンドへの投資のリスク水準が高くなる点に留意すべきである。新興市場の証券市場および経済は、一般的に変動性が高い。一部の新興市場への投資が、政治動向ならびに/または現地の法律、税金および為替管理の変更により、マイナスの影響を受けることもある。

一部の新興市場では、継続的な民営化プロセスの結果として、どの所有権の条件が一定の企業に適用されるかをはっきりと認識することが難しい。新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの投資対象国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による売買に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過することを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による収益、資本および配当の受領に対して制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されることを防ぐことはできない。

- 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択に対する正確な評価が難しいことがある。

先渡外国為替契約

本投資法人は、先渡外国為替契約を締結することができる。先渡外国為替契約は、将来の指定された日における特定の通貨の売買を契約上拘束する義務である。先渡外国為替契約は、通貨を引き渡す量または時期が同一ではなく、取引所では取引されない。先渡外国為替契約はむしろ、個別に取り決める取引である。先渡外国為替契約は、銀行間市場として知られる取引システムを通じて実行される。銀行間市場は、特定の場所に所在する市場ではなく、むしろ、電子的にリンクする参加者のネットワークである。取引文書は、一般的に、テレックスまたはファクシミリによるメッセージの交換により構成される。銀行間市場には日々の値幅制限がなく、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを拒絶していたり、銀行の売り値と買い値に非常に広いスプレッドが生じる価格を設定していた時期があった。先渡外国為替契約の取引は、規制機関による規制を受けず、取引所または決済機構により保証されていない。本投資法人は、取引相手がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクを負う。このような不履行により、潜在的利益が失われ、本投資法人が転売または買戻しの約定額（もしあれば）をその時点の時価で補うことを迫られる。このような事象の結果、多額の損失を招くことがある。

(中略)

EPM技法の利用

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針(4)投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、買い手としてまたは売り手としてレポ契約およびリバース・レポ契約を締結することができる。サブ・ファンドは、レポ契約またはリバース・レポ契約の他方当事者が債務不履行に陥る場合、レポ契約またはリバース・レポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する原証券および/またはその他の担保の売却手取額が買戻価格または場合より原証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、レポ契約もしくはリバース・レポ契約の他方当事者の破産もしくは破産に類似の手続きの場合、または別の理由で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある(証券に関連する元利金の損失ならびにレポ契約またはリバース・レポ契約の遅延および実行に伴うコストを含む。)。

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針(4)投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、証券貸付取引を行うことができる。サブ・ファンドは、証券貸付取引の他方当事者が債務不履行に陥る場合、本投資法人が証券貸付取引に関連して保有する担保の売却手取額が貸し出した証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類似の手続きの場合、または合意に従い証券を返却しない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある(証券に関連する元利金の損失ならびに証券貸付取引の遅延および実行に伴うコストを含む。)。

サブ・ファンドは、関連するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)のため、または追加資本もしくは収益の獲得のためのいずれかの目的においてのみ、レポ契約、リバース・レポ契約または証券貸付取引を利用する。これらの技法を利用する場合、サブ・ファンドは常に、上記「2 投資方針(4)投資制限」に記載される規定に従う。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用により生じるリスクは、厳密に監視され、かかるリスクの軽減を図るための技法(担保の運用を含む。)が用いられる。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用は、一般的に、サブ・ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えないと予想されるが、これらの技法の利用によりサブ・ファンドの純資産価額に深刻なマイナスまたはプラスの影響を及ぼすことがある。

ハイ・イールド証券

サブ・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資することができる。ハイ・イールド証券は、一般的に取引所で取引されず、その結果、取引所で取引される債券よりも小規模な流通市場で取引され、ハイ・イールド証券の売買が困難である可能性があるためサブ・ファンドは流動性リスクにさらされる。各サブ・ファンドは、さらに、公開取引される持分証券を有さない発行体の債券に投資することがあり、このような投資に伴うリスクのヘッジが一段と困難になる(サブ・ファンドはヘッジを行うことを要求されず、ヘッジを選択しないこともできる。)。ハイ・イールド証券への投資は、より高い信用リスクが伴うため、発行体の信用力の変化に起因する不履行リスクや価格変動リスクを伴う。投資適格未満または無格付のハイ・イールド証券は、常に先行きが不透明で、発行体が適時に元利金を支払えなくなるような事業環境、財務状態または経済状態の悪化リスクを負っている。低格付または無格付の債務証券の一部では、主に一般的な金利水準の変動に反応する高格付の証券に比べて、市場価格が個々の企業動向を大きく反映する傾向があり、高格付の証券に比べて経済情勢に敏感になる傾向がある。このような証券を発行する企業は、負債比率が高く、より従来的な方法で資金を調達ができないことがある。景気が大きく後退した場合、このような証券市場が大混乱に陥る可能性があり、このような証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、このような経済情勢の悪化が、このような証券の発行体の元利金の支払能力にマイナスの影響を与え、このような証券の債務不履行が増加する可能性がある。

(後略)

<訂正後>

a. リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う(サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS(もしくはそのサブ・ファンド)に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があります、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。)。

全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および/または損失を被ることがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的な市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、希望するタイミングまたは価格で投資対象を売却できないことがあり、そのようなサブ・ファンドは投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないか、または投資対象を一切売却できないことがある。特定の証券またはその他の商品の取引が関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止または制限されることがあり、結果として当該サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことが当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすか、または当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるために当該サブ・ファンドが不利な時期に、および/または不利な条件で投資対象の売却を強いられることがある。

名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合にのみ直接本投資法人に対して投資者の権利(特に投資主総会に参加する権利)を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

(中略)

新興市場

各サブ・ファンドは、現地の証券取引所が、規制を受け、公認かつ公開の定期的取引が行われる市場としての資格をまだ満たしていない国々に投資することがある。

投資予定者は、このようなサブ・ファンドへの投資のリスク水準が高くなる点に留意すべきである。新興市場の証券市場および経済は、一般的に変動性が高い。一部の新興市場への投資が、政治動向ならびに/または現地の法律、税金および為替管理の変更により、マイナスの影響を受けることもある。

一部の新興市場では、継続的な民営化プロセスの結果として、どの所有権の条件が一定の企業に適用されるかをはっきりと認識することが難しい。新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いいため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの投資対象国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による売買に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過することを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による収益、資本および配当の受領に対して制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されることを防ぐことはできない。

- 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択に対する正確な評価が難しいことがある。

サステナビリティ・リスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

先渡外国為替契約

本投資法人は、先渡外国為替契約を締結することができる。先渡外国為替契約は、将来の指定された日における特定の通貨の売買を契約上拘束する義務である。先渡外国為替契約は、通貨を引き渡す量または時期が同一ではなく、取引所では取引されない。先渡外国為替契約はむしろ、個別に取り決める取引である。先渡外国為替契約は、銀行間市場として知られる取引システムを通じて実行される。銀行間市場は、特定の場所に所在する市場ではなく、むしろ、電子的にリンクする参加者のネットワークである。取引文書は、一般的に、テレックスまたはファクシミリによるメッセージの交換により構成される。銀行間市場には日々の値幅制限がなく、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを拒絶していたり、銀行の売り値と買い値に非常に広いスプレッドが生じる価格を設定していた時期があった。先渡外国為替契約の取引は、規制機関による規制を受けず、取引所または決済機構により保証されていない。本投資法人は、取引相手がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクを負う。このような不履行により、潜在的利益が失われ、本投資法人が転売または買戻しの約定額（もしあれば）をその時点の時価で補うことを迫られる。このような事象の結果、多額の損失を招くことがある。

（中略）

EPM技法の利用

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針（4）投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、買い手としてまたは売り手としてレポ契約およびリバース・レポ契約を締結することができる。サブ・ファンドは、レポ契約またはリバース・レポ契約の他方当事者が債務不履行に陥る場合、レポ契約またはリバース・レポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する原証券および／またはその他の担保の売却手取額が買戻価格または場合より原証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、レポ契約もしくはリバース・レポ契約の他方当事者の破産もしくは破産に類似の手続きの場合、または別の理由で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびにレポ契約またはリバース・レポ契約の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針（4）投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、証券貸付取引を行うことができる。サブ・ファンドは、証券貸付取引の他方当事者が債務不履行に陥る場合、本投資法人が証券貸付取引に関連して保有する担保の売却手取額が貸し出した証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類似の手続きの場合、または合意に従い証券を返却しない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびに証券貸付取引の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、関連するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）のため、または追加資本もしくは収益の獲得のためのいずれかの目的においてのみ、レポ契約、リバース・レポ契約または証券貸付取引を利用する。これらの技法を利用する場合、サブ・ファンドは常に、上記「2 投資方針（4）投資制限」に記載される規定に従う。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用により生じるリスクは、厳密に監視され、かかるリスクの軽減を図るための技法（担保の運用を含む。）が用いられる。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用は、一般的に、サブ・ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えないと予想されるが、これらの技法の利用によりサブ・ファンドの純資産価額に深刻なマイナスまたはプラスの影響を及ぼすことがある。

債券

債券は実際および予想される信用力の測定の両方からの影響を受ける。債券、特にハイイールド債券は、ファンダメンタルズ要因を根拠としていない可能性がある悪評および投資家の認識に影響を受けることがあり、債券の価値および流動性にマイナスの影響を及ぼしかねない。

ハイ・イールド債券

サブ・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資することができる。ハイ・イールド証券は、一般的に取引所で取引されず、その結果、取引所で取引される債券よりも小規模な流通市場で取引され、ハイ・イールド証券の売買が困難である可能性があるためサブ・ファンドは流動性リスクにさらされる。各サブ・ファンドは、さらに、公開取引される持分証券を有さない発行体の債券に投資することがあり、このような投資に伴うリスクのヘッジが一段と困難になる(サブ・ファンドはヘッジを行うことを要求されず、ヘッジを選択しないこともできる。)。ハイ・イールド証券への投資は、より高い信用リスクが伴うため、発行体の信用力の変化に起因する不履行リスクや価格変動リスクを伴う。投資適格未満または無格付のハイ・イールド証券は、常に先行きが不透明で、発行体が適時に元利金を支払えなくなるような事業環境、財務状態または経済状態の悪化リスクを負っている。低格付または無格付の債務証券の一部では、主に一般的な金利水準の変動に反応する高格付の証券に比べて、市場価格が個々の企業動向を大きく反映する傾向があり、高格付の証券に比べて経済情勢に敏感になる傾向がある。このような証券を発行する企業は、負債比率が高く、より従来的な方法で資金を調達ができないことがある。景気が大きく後退した場合、このような証券市場が大混乱に陥る可能性があり、このような証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、このような経済情勢の悪化が、このような証券の発行体の元利金の支払能力にマイナスの影響を与え、このような証券の債務不履行が増加する可能性がある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。KIIDに記載される継続費用に反映される管理事務代行会社、保管受託銀行および管理会社の追加業務のために、サブ・ファンドに請求される費用が上乗せされることがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもし

くはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価格が「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および投資証券の発行価格に関する内容は、シングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

発行価格は投資証券1口当たり純資産価格に基づいて算出され、任命された販売会社の発行手数料(純資産価額に対して最大3%)が加算される。申込みの場合には、申込金額を投資するためにサブ・ファンドに対して平均的に発生する手数料(売買委託手数料等)が、投資主宛てに請求されることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料およびその他の料金も請求される。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価格が「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および投資証券の発行価格に関する内容は、シングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

本書に別途記載されない限り、最大3%の発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される(またはこれに上乗せされる)ことがあり、販売会社またはサブ・ファンドの投資証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。発行手数料を算出するために異なる方法を用いることがある。申込みの場合には、申込金額を投資するためにサブ・ファンドに対して平均的に発生する手数料(売買委託手数料等)が、投資主宛てに請求されることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料またはその他の料金も請求される。

(後略)

3 乗換え手続等

<訂正前>

海外市場における乗換え

投資主は、原則として、各取引日に自らの投資証券を別のサブ・ファンドまたは同一サブ・ファンドの別のクラスの投資証券に乗換えることを請求できる。ただし、以下の例外が適用される。

- ・ 乗換えを行うことができるのは、サブ・ファンドが追加の申込みを受け付けているクラスの投資証券に限定され、サブ・ファンドの投資証券の発行が停止されている場合には乗換えを行えない。
- ・ 投資証券を乗り換える権利は、乗換え先の投資証券クラスまたはサブ・ファンドに適用される条件に従うものとする。
- ・ 乗換えは指定される投資証券口数に限って行うことができる。

乗換えの申込みの提出には、投資証券の発行および買戻しと同じ手続が適用される。

乗換え先の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ基準通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えにおいては、3%を上限とする乗換手数料(乗換え先サブ・ファンドおよび/または投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格に対する比率として計算される。)が、任命された販売代行会社により請求されることがある。

サブ・ファンドの乗換えを行う各国で発生する一切の手数料、租税および印紙税は、投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

<訂正後>

海外市場における乗換え

英文目論見書に別途記載がない限り、投資主は各取引日に自らの投資証券を別のサブ・ファンドの投資証券または同一サブ・ファンドの別のクラスの投資証券に乗り換えることを請求できる。ただし、以下を条件とする。

- ・ ある投資証券クラスの乗換えを行うことができるのは、サブ・ファンドが追加の申込みを受け付けているクラスの投資証券に限定され、該当する投資証券の乗換え先であるサブ・ファンドの投資証券の発行が停止されている場合には乗換えを行えない。
- ・ 乗り換えは、乗換え先の投資証券クラスまたはサブ・ファンドに適用される条件に従うものとする。
- ・ 乗換えは指定される投資証券口数に限って行うことができる。

乗換えの申込みの提出には、投資証券の発行および買戻しと同じ手続が適用される。

乗換え先の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ基準通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えにおいては、3%を上限とする乗換手数料が、販売会社および/またはサブ・ファンドの投資証券の販売に携わる金融取次機関への支払いのために控除(または追加請求)される。乗換手数料を算出するために異なる方法を用いることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料およびその他の料金も請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。